

# 第Ⅴ章

## 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

本計画を効率的かつ確実に推進していくためには、市民、事業者、市が連携、協働して取り組んでいく必要があります。また同時に、その取組状況を把握し、施策の実効性や目標の妥当性などを絶えず点検し、計画を継続的に進行管理することも重要になってきます。

## V-1 計画の推進体制

- (1) **西脇市環境づくり推進会議** ー市民・事業者・市が協働するための体制ー  
環境基本計画に基づく環境保全活動等を、市民、事業者、市が連携・協働して積極的に取り組んでいくために、「環境づくり推進会議」を設置します。  
この会議は、本計画に策定段階から関わった市民ワークショップメンバーを一部引き継ぐ形で新たに設置し、次のような取組を行います。
  - ・計画の実施状況などの情報の共有、交換による連携、協働、支援
  - ・それぞれの主体における環境保全活動等の実践、推進
- (2) **環境施策推進調整会議** ー庁内の推進体制ー  
庁内における本計画の推進組織として、関係部局で構成する「環境施策推進調整会議」を設置し、計画の進捗状況を点検しながら環境に配慮した施策を進めます。
- (3) **西脇市環境審議会** ー専門的な立場による審議・提言組織ー  
環境審議会は、計画の策定や変更、計画の推進について審議し、市は、審議会からの答申や提言を受けてその反映に努めます。

## V-2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、各部局における各種施策の実施状況について、定期的な把握と点検を行う進行管理が必要となります。本市の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）」を繰り返すことによって行います。

- ・計画・実施の点検では、まず「環境施策推進調整会議」にて実際の取組状況や目標の達成状況などについて把握を行います。
- ・「環境づくり推進会議」との連携により、市民や事業者などの取組状況についても把握を行います。
- ・まちづくり市民アンケートなどにより、市民の環境に対する意識や計画の実施状況、計画実施の効果（まちの様子の変化）などについても把握していきます。
- ・把握した情報を「環境審議会」に報告（諮問）します。
- ・次にこれらを「環境報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表することによって、多方面からの意見や提言を求めながら計画の進行管理を行っていきます。

これらの点検・評価結果のほか策定後の環境に関する社会情勢や市民のニーズの変化などを踏まえ、概ね3年を目途として必要に応じ施策、取組方法の改善・見直し、新規施策等の検討・立案、目標の見直しを行います。

図表 V-1

